慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	獨逸自由主義の初期的形成と史的背景
Sub Title	Historical background and early of German liberalism formation
Author	多田, 眞鋤(Tada, Masuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1954
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.27, No.3 (1954. 3) ,p.34- 51
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論說
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19540315-0034

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

獨逸自由主義の初期的形成と史的背景

多田眞鋤

一、自由のドイツ的理念

從來、自由主義的、民主主義的國家の理念としての主知的理性主義乃至は合理主義（Rationalismus）との對決に於いて、その理念を反主知主義、非合理主義に求め更にそこより導き出される必然的歸結としての神祕主義（Mystizismus）、行動主義を政治的實踐の場に於ける信條として標榜しつつ、擡頭した全體主義的國家[1]に就いて、そのイデオロギーの精神史的背景が問われる場合、かかる問題提起の中に本質的に內在する一つのアポリアとしてのドイツ自由主義の特殊的性格への解明が志されたのは周知の事實である。

例えば、ドイツにおける全體主義的國家思想のイデオロギーは、「二〇世紀の知識階級が前世紀の文化人よりも勇氣を喪失していたとか、或は議論を活潑にしなかつたとかいうことではなく、むしろ彼らの自由主義的信念が不安定であり、且又深く根をおろしていなかつたということである。この觀點より次の疑念が起る。すなわち、自由主義は一般に語られているように殺害されたのではなく、自滅したのではないかということである。ドイツにおける自由主義的イデオロギーの死滅と

自由主義イデオロギーの具體的表現としての自由主義的諸制度の破滅とは、ヒットラーと民族社會主義者の奸策によるものというよりは、むしろ自由主義自體のもたらした結果ではないかという疑惑である。[2]」又「自由主義はナチスによつて破壞されたのではなく、むしろ、ナチスは自滅した一個の思想體系の正當な繼承者であつた。自由主義が自滅しなかつたならば、ナチスは決して權力を把握しえなかつたであろう。[3]」というハロウェル（J. H. Hallowell）の言說はかかる事態への序說的發言としての意味を有する。眞に彼の指摘するように、一面においてイデオロギーとしての全體主義の擡頭とその成長發展は、自由主義が種々の要因に制約されて、その思想樣式（a mode of thought）であると共に、生活樣式（a way of life）として確實な地盤を形成するに至らなかつた國家社會の特有現象として現れて來たものであるといえよう。[4]

ドイツの狀態に比較してイギリスでは、夙にベンサム、ミル、グリーン等の一連の自由主義思想家によつて、思想樣式としてのリベラリズムは高度な思惟體系を構成し、それらと相俟つて政治機構の面でも、或は政治運用の面でも、デモクラシーが確立し、このデモクラシーは又生活樣式においても明瞭に表現されているのに對して、ドイツにおいてはかかる理念と現實との相卽性が缺如していたこともイデオロギーとしての全體主義を波及的に擴張せしめた原因であると斷定しても不當とは思われない。

以上我々はドイツ全體主義國家思想が課題として自由主義を擔つたその關連を一瞥したのであるが、更に「獨逸自由主義の初期的形成と史的背景」という何れかといえば政治思想史的な我々の設問に對し、一つの意味を附與するものとして、異なる觀點、すなわち、純粹に理念的な面からドイツ的自由の性格を古典的ともいうべき形姿に於て明確ならしめたものとしてトレルチ及びトライチュケの名を想起する。トレルチ（E. Troeltsch）は一九一六年に「自由のドイツ的理念」という表題のもとに、各國ともそれぞれの傳統的思惟形式や、風土の特殊的制約、歷史的發展の相違より、自由の理念も樣々の形態を採つて現れてくること、これらの前提より論ずれば、ドイツの自由理念もその全く獨自なドイツ的特徵を示していることを

指摘し、「ドイツ的自由は、實際は、イギリス或はフランスの西方的自由とは幾分異つている。然し、それにも拘らずドイツの自由は眞實の價値ある自由である。[5]」と斷言した。しからば彼の所謂「眞實の價値ある自由」とは如何なるものであるか。すなわち、「自由は國家意思の形成に關して形成的協同作用である限りにおいて存在するのであり、われわれにとつては、個人意思の總計から支配意思を現出するのでもなく、且又、事務擔當者（Geshäftsführer）を委託者（Auftraggeber）によつてコントロールすることでもなく、むしろ、歴史、國家及び國民によつて既に嚴存する全體への自由な意識的な義務的な歸依であり献身において存在するものである。……王侯や、官吏は、國家の第一の奉仕者を以て自ら任じ、市民は國家の有機的成員であるという自意識を持つのである。彼らは全て主權的全體のオルガンであり、このような全體的存在を義務的な献身において間斷なく現わすのである。このような自由は、權利に存するよりは、義務に於いて存する。或は、同時に義務であるような權利に於いて存在するのである。個人は全體を構成するのではなく、全體と合致するのである。自由とは平等でなく、むしろ、自己に相應した機關的位置において各人の任務を遂行する個人の奉仕にほかならない。[6]」更に、「その自由に對して定型を求めようとするならば、次のように言うことができると思われる。全體に對しての個人の義務的な、同時に又批判的な献身に基礎をおいて組織された民族統一は、自由な精神的な教養の自主性と個性とによつて補完せられ、訂正せられるということができる。[7]」上述の箇所に告白された彼の「自由」へのパトス的把握はその根底に於て次のようなポレミークを内包するもので、ドイツ民族の抱くこの自由の理念は「實際において西方諸民族の自由理念とは別箇のものである。すなわち、人權の熱狂的な平等の理念とも異るように、又イギリスの紳士連の個人主義とも相違し、又ピューリタニズムやルソーに基礎をおくものでもなく、獨特なドイツ精神に根底をおくものである。それは超個人的な公共精神の自主的意識的肯定の自由であり、共同體精神への潑冴とした關與と結びついており、全體に對する自由意思的義務性とか、全體の内部における各個人の個性的な潑冴とした獨創性の自由である。すなわち、公共心と風紀（Disziplin）の自由であつて、兩者

はともに理念についての自己献身に基づき、この故にわれわれの全倫理的宗教的本質と密接に關連しているのであつて、イギリスやフランスの本質とは甚しく相違するものである。われわれの偉大な思想家や詩人が自らを理念によつて規定した自由を、ドイツ人の本質として認識し且つ實行して以來、これが常にわれわれの自由の本質であつた。[8]」

時代は少しく遡るが、同じく自由のドイツ的理念への把握を志したものとして我々はトライチュケ（Heinrich von Treitschke）の「自由論」[9]を有している。この論文の内容は一言にしていえばイギリス、フランスの西歐諸國の自由の概念と相對峙する獨特な自由理念の展開への一試論である。

すなわち、彼は、ミル（J. S. Mill）及びラヴゥレー（E. Laboulaye）の「自由」の概念に對して駁論を試み、政治的自由とは制限的自由（Politische Freiheit ist politisch beschränkte Freiheit）であり、國家からの、或は又國家に相對立する自由ではなく、國家における自由＝個々人が自由になるための努力は同時に國民全體の利益を必然的に生じ、個人的自由は強力な國家のための唯一最大の基礎であるような自由＝であるとする。

以上我々はトレルチ及びトライチュケを通して純粋に理念的な面からのドイツ的自由の把握を nachdenken して來たのであるが、我々の本來の課題はかかる理解を生んだ素材ともいうべき精神史的背景を問うことに存する。換言すれば、これらの「ドイツ特有の自由理念」が歴史的且つ具體的な自由主義思潮においていかに醸成されるに至つたものであるか、又ハロウェルによつて「自滅の餘儀なきに至つたドイツ自由主義」とは如何なる性格のものであるかを政治思想の面におい考察することを意圖したものである。更に本稿の表題に於ける「初期的形成」[10]という限定は、具體的には十八世紀末より一八一三年ナポレオン期終焉迄のドイツの情勢を政治史的背景とすることを意味する。かかる限定は凡そ個人の思想がその全體との價値關係を規定することが可能なるためには、思想と現實との關係を明瞭にする必要があり、史的背景の考察を必須の前提條件[11]と思考したことに基くのである。

然し、問題の性格と範圍は、言う迄もなく到底この一編の小稿によつて取扱われるものではなく、今後筆者の當面する課題として、粗雜な鳥瞰圖的試論を當初に行い、徐々に個々の具體的考察によつて補正し、今後において展望を試みたいと考える次第である。

（1）周知のように一該に全體主義國家思想といつても、ドイツのナチズムとイタリヤのファッシズムの間には、國家權力の主體に關しての概念は異つている。前者においては、Volks-Weltanschauung の名のもとに、民族を以て最優位の概念とし、國家は民族の用器であり、手段であると看做した。之に對し、ファッシズムにおいては、國家は最高價値の主體であり、國家に對して全ては奉仕的存在であると看做した。

（2）J. H. Hallowell: The Decline of Liberalism as an Ideology, 1946 ix—x. ハロウェルは當著において、まず Integral Liberalism として古典的自由主義を說き、この自由主義の崩壞は、十九世紀後半において實證主義思想がドイツの各思想界に滲透したことによつて、自由主義は形式化して實質性を失い、遂にH・ラウシュニングの稱する「ニヒリズム革命」としてのナチス革命を誘導したことを論ずる。

（3）ibid. p. 108.

（4）ibid. p. 12.「自由主義は單に一つの思考樣式であるのみでなく、一つの生活樣式である。若しもその存立のために自律的個人の概念が必要ならば、個人の自律性の發揮に具合のよい環境を必要とする。……生活樣式としての自由主義は、新興の商人階級の知的、社會的、經濟的、政治的要望と理想とを反映していた。」

（5）E. Troeltsch: "Die deutsche Idee von Freiheit" in Deutscher Geistd und Westeuropa, 1925. S. 102.

（6）Troeltsch, a. a. O. S. 96.

（7）Troeltsch, a. a. O. S. 103.

（8）Troeltsch: "Die Ideen von 1914" in D. G. und Westeuropa, S. 48—49.

（9）H. von Treitschke: Die Freiheit; in Historische und politische Aufsätze, 1867, Bd. I. S. 615 f. f. 尙この論文は F. Federici の編著 Der Deutsche Liberalismus, 1946. S. S. 307—315 に收錄されている。

（10）ここにいう「初期的形成」とはフランス革命による影響以後ナポレオンのドイツ支配の終焉をみた一八一三年迄のドイツにおける政治的自由主義の發現期を對象とする。當該時期及びこれ以後一八四八年三月革命迄は＝所謂三月以前（Vormärz）は＝マイネッケの

「世界市民主義から國民主義へ」というドイツ的問題意識を内在する過渡期的時期であるのは周知の通りである。當小論において、當初は革命直前迄を意圖したのであるが、そこに登場するダールマン、ロテック及びヴェルケル等の各思想家の相互關連や個々の思想内容の吟味等、稿を改めて試みたいと思う。

(11) 野村兼太郎「思想史研究の諸問題」三田學會雜誌第四五卷第五號四頁參照。

二、フランス革命とドイツ近代化

ドイツの近代化が問題とせられ、論議の中心課題となる場合、近代化の方向並びにその性格を規定する上にフランス革命の影響が及ぼした重要性について論ぜられるのが概ね一般的であろう。

ドイツにおける政治的自由主義も、「政治的自由の理念」を以てその旗幟とし、「國民主義の理念」を普遍化した一七八九年フランス大革命の影響のもとに勃興し、錯綜したドイツ社會に跛行的乍らもその後の歴史的推移を辿るのであるが、革命の影響について述べる前に革命の新理念によつて影響された革命勃發直前のドイツの政治的、社會的情況について暫く概觀してみようと思う。

G・P・グーチは「フランス革命直前の數年間は、ドイツは政治的には老衰し、知的には若返るという奇妙な光景を呈していた。ヴォルテールが、如何なる意味において神聖であり、ローマであり、帝國であるのかと鋭く訊した神聖ローマ帝國は、密かに忍び寄る中風の病に患らわされていた。その車輪は僅かに廻轉を續けていたが、機械は腐蝕し、從つてその出力は僅少であつた。(1)」と簡明適切に神聖ローマ帝國の末期的狀態を描寫している。

すなわち、十八世紀末から十九世紀初頭にかけての過渡期的ドイツの社會は「未だ國家ではなく、その故に國家的、國民的意識が發達することは不可能であつた。教養と觀照方式(Anschauungsweise)は人間にのみ關係して個人的であり、市民又は民族に關する樣式ではなかつた。それ故にアレクサンデル大帝以後におけるヘレニスムスと同樣に、個人主義の傍に

極めて寛大な世界市民主義（Weltbürgertum）が存在していた。そしてこれは國家的義務を等閑にしているものであつた。v. d. Marwiez のいうように、人は一般に正當な國家的市民であることなしに、世界市民となりうるものとの妄想が形成されていたのである。[2]」所謂、神聖ローマ帝國は實體上は形骸化し、極端にいえば單なる地理上の概念にすぎず、內部は十八世紀末においても王國、公侯國、自由都市等名稱の異る小邦分立の多元的存在であつた。更に各小邦の內部においては、最上層階級に封建的大地主（Junker）貴族階級が存在し、ブルジョアジー、中產階級、最下位に勞働者、農民等が位置していた。支配階級としての封建的大地主、貴族は租稅徵收權、裁判權等の强大な公權力を保持していた。恰も德川封建體制下において、封建的治者は「國民の他の階層から區劃された『身分』たることを欲し、そのことに誇りを感じていた。[3]」のと同樣な意味での支配的「身分」に自己の存在を特色づけていたといえよう。各邦國はいわばカスト的等族國家というべき狀態で、政治的秩序を保持していた。このような情勢は多少の差異はあつても「二百七十の藩は夫々閉鎖的な政治單位を形成し、大名は自己の領地に對して獨自の立法權、裁判權を行使する。各藩の間の交通は故意に著しく困難ならしめられている。そうして各藩の內部において藩士は數十の階層によつて位階づけられ夫々の身分は之また概ね固定的である。[4]」というような我國封建體制の狀態と頗る類似していたといえよう。

一般に近世ヨーロッパにおける國家發展の樣式として絕對主義的政治體制が近代化への媒介をなすのであるが、この近代國民國家に先行する絕對主義の役割は、「封建制の多元的權力を中央に一元化し、政治的正統性を最高の君主が獨占することによつて、いわゆる仲介勢力（Rouvoirs intermédiaires）を解消し、唯一の國法の支配に服する同質的＝平均的な國民を造り出すことにある。[5]」のであり、絕對主義の段階に入ると共に富國强兵を命題とした政治社會情勢が次第に形成せられ、それに隨伴して近代ブルジョアジーも副作用的に成育する母胎を得て發展し、國王の保護奬勵のもとに經濟的利益を追求しつつ自己の立場を伸張するのであるが、次第に經濟的利害の派生するに從つて政治上の發言權を要求し、參政權獲得運動を

展開する。

ここに至つて絶對主義體制は動搖を餘儀なくされ、ブルジョア民主主義革命を經てデモクラシーの政治體制が確立する。

例えば、イギリスにおいては、名譽革命によつて國王、上院及び下院の三機關による混合形態を基礎として、政治的自由は保證され、社會的基盤の擴大を當面の課題とする狀態であつた。イギリスに限らず他の國家においても十八世紀末には「國家の性質並びに義務について思考しつつあつた階級は、帝國の組織並びに行政の實際問題に沒頭していた[6]」段階にあつたのである。これらに比較して、ドイツにおいては、各々の小邦國は近世に入ると共にそれぞれ絶對主義體制の段階に入り領邦國家[7](Territorial-Staat)の形態を採つてくるのであるが、ドイツ全體としては、ツィグラーも指摘するように、所謂近代ヨーロッパにおける國家形態も、特定の國民として相互の共通の特性を意識しその一體性を守り立ててゆこうとする國民的意識も未だ具有しうる段階ではなく、「言語、宗教、風俗、習慣其他文化的傳統の共通性を地盤として自己の文化的一體性については明確な自覺を保有しながら、政治的意義を缺いている[8]」狀態にあつた。

然らば、政治構造、社會構成が上述のような情勢であるならば、グーチにより "intellectual rejuvenescence" と表現され、又ツィグラーによつて「國家的義務を看過し、世界市民主義を標榜した」と稱される當時の文化的思潮はどうであつたか。

トマジウス(Christian Thomasius)、メンデルスゾーン(Moses Mendelssohn)、ニコライ(Christoph F. Nicolai)、ライプニッツ(G. W. Leibniz)、ヴォルフ(Christian Wolff)よりレッシング(Gotthold E. Lessing)、カント(Immanuel Kant)に至る啓蒙思想家達は、他のヨーロッパ諸國におけるように市民の政治的經濟的自己主張の表現となるよりも、市民の個人的思惟生活の合理的形成の原理となつて現れ、實際的問題への適應性を缺いていた。然し、十八世紀後半のワイマールにおいてはゲーテ、シラーの二詩星を中心として數多の詩人、文學者が集い、他方イェナを中心にカント哲學の繼承者で

あるフィヒテ、シェリング、ヘーゲル等の近世の大思想家が深遠なる哲學を展開していた。當時の思想家の中でも、政治的法律的諸問題に關心を寄せるものは、ルソー、モンテスキュー等の著作を繙き、且つ當時の主流的思想である自然法學說の研究に從事していたことは周知の通りである。(9)

然し、そのような思想家であつても、形而上學的立場においてそれらの學說を學說としてのみ探究し、形骸化していた神聖ローマ帝國の改善方途を提供したり、實際社會の諸問題に稗益することは尠なかつたのである。

マイネッケはいう、「シュトルム・ウント・ドラングの激昂の中から世界的な人間性の理想が純化せられて高まつて來ると共に、それは再び國民の政治的生活という問題から離れ政治的世界に對する感覺を久しく弱めてしまつた。(10)」又「フランスにおいては、新しい國民的理念を作り出したのは市民的フランスと文學的フランスの結合體であつたが、ドイツにおいては、それはほとんどただ文學的ドイツのみであつた。フランスでは人は國民的理念を充分な意識と強い意圖を以て作り出したが、ドイツにおいては、新しい國民精神は、求められることなく附隨的に新しい偉大な詩人や思想家たちの精神的な仕事の中から生れた。(11)」

「國家第一の召使」(le premier domestique) を以て著名なるフリードリッヒ二世を典型とする「啓蒙專制政治」(12)治下において、ゲーテはそのプロシヤに對する關心以上に、個人として賢明なる君主フリードリッヒに愛着を感ずると自ら披瀝したことによつても覗われるように、當時のドイツの思想家は、國家及び政治には餘り關心を示さず、所謂 Weltbürgertum の世界に定住し、精神的、觀念的世界においてのみ國家、政治、個人を認識しようとしていたのである。(13)

這般の情勢のうちに隣國フランスにおいて革命が勃發した。この報道が傳わると、ドイツの思想家及び一般民衆は異常な感激を以て革命禮讃の意を表した。「フランス革命發生の場面は、ドイツの輿論を代表する大多數の人々によつて歡喜の眼を以て注視された。その原理は老若によつて、ブルジョアジーによつて、職人、學者、農民によつてすべての人々によつて

神の福音として迎えられた。[14]」のである。言う迄もなくフランス革命は、國民主義、自由主義を兩翼の理念とした民主革命である。すなわち、「國民主義の擴大と强烈化を促進する最も强力なる原動力[15]」的要素である。この新理念がヨーロッパ社會史上に登場することによつて、ドイツも又「國家や國家に對する國民の關係が、成程活動的關與の對象にならなかつたとはいへ、再び最も興味ある反省の對象となることが出來た[16]」のであつたが、この政治的自由と統一についての不可缺の新理念も、それを擔うべき市民層の社會的未成年狀態がドイツにおいては極めて顯著であつたため、單に刺戟的な理論以上の意義を持ち得ず、現實の社會的實踐的問題の中においてこの新理念を活用する術がなかつた。[17]然し、フランスにおいて革命の進展するに從い、當初に革命を讃美した階級も徐々に革命に對する嫌惡感を抱くに至り、ジャコバン主義を呪詛するに至つた。

故に、ドイツにおいては國民が「一定の歷史的段階においてなんらかの外的刺戟を契機として從前の環境的依存よりの多かれ少かれ自覺的な轉換によつて自己を政治的國民に迄高める[18]」ための外的要因は、革命後に續くナポレオンのドイツ支配によらねばならなかつたのである。

(1) G. P. Gooch: Germany and the French Revolution, 1920. p. 1.
(2) Th. Ziegler: Die geistigen und sozialen Strömungen Deutschlands im XIX und XX, Jahrhundert 1921. S. 71.
(3) 丸山眞男著「日本政治思想史研究」第三章三二六頁。
(4) 丸山前掲書　三二八頁。
(5) 丸山前掲書　三四四頁。
(6) Gooch: ibid. p. 21.
(7) 舊ドイツ帝國の領土全體を Reichsgebiet と稱するに對して、その中の個々の國家の領土 (Landesgebiet) を Territorium という。
(8) 丸山前掲書　三二一頁。

(9) F. Federici: Der Deutsche Liberalismus, 1946. XIV.
(10) F. Meinecke: Weltbürgertum und Nationalstaat, 1922. 矢田俊隆譯　四〇頁。
(11) マイネッケ（矢田譯）前掲書　三六頁。
(12) 啓蒙專制政治の形態は周知のように十八世紀ヨーロッパの特色であり、プロシヤのフリードリッヒ二世、オーストリアのマリア・テレジア、スペインのチャールス三世等々の治下はすべてこの形態に屬する政治樣式を示したのであるが、その中でもプロシヤのフリードリッヒ二世の採つた形態は最もこの特色を示しているといわれる。
(13) Ziegler: a. a. O. S. 72.
(14) Gooch: ibid. p. 39.
(15) H. Kohn: The Idea of Nationalism, 1948. p. 3.
(16) マイネッケ（矢田譯）前掲書　三八頁。
(17) Gooch: ibid. p. 70—72.
(18) 丸山前掲書　三二三頁。

三、ナポレオンとドイツ自由主義

革命後、フランスは普墺連合軍及び歐州第一次大同盟（First Great Coalition）との間に、所謂革命戰爭を餘儀なくされ、ジャコバン派（Jacobins）の擡頭をみたが、ジャコバン派の恐怖政治はほどなくテルミドールの反動（Réaction thermidorienne）を經て終結し、第二次大同盟の締結を契機としてナポレオンの軍事獨裁を誘い、一七九九年—一八〇一年のオーストリーの敗北、次いで、一八〇六年イエナにおけるプロシヤの敗北、及び同年オーストリア王は神聖ローマ帝國の位を奪奪され、ここに既に形骸化していた神聖ローマ帝國は瓦解し、ドイツはナポレオンの支配下に入つた。

ナポレオン戰役とそれに續くドイツ支配は、さきのフランス革命が、觀念的に新理念を作用せしめたのに比し、實質的にドイツ自由主義に大なる影響を與えたのである。

「もし彼にして引續き支配者たるの地位を維持していたとすれば、恐らく彼はドイツ諸侯の支配に終結を與へたであろうと思われる。果然ドイツにおいて民衆の向上及び一切の現存事物倒壞を目指す激しい熱狂が日程に上つて來た。しかし乍ら此の國においてはこれ等の理念はそれ自身の內面よりしては何事をも爲し得なかつたのであつて、すべてはフランスへの追隨を事として生起したのである。」[1] とのランケ（Leopold von Ranke）の言によつても覗われるように、まず、ライン・ウエストファーレン地方はナポレオンの支配に歸し、一八〇七年には、元來プロイセン、ヘッセン等の一部分の領土からなるウェストファーレン王國が成立して、ドイツにおける最初の近代的憲法が採用され、法律における一般平等權が與えられて隷農制は廢止され、封建的大地主はその地位を解體され、中小自作農と化し、言論、營業等の自由が確保され、資本主義勃興の中心地となつたのである。

次いで、バイエルン、バーデン、ヴュルテンベルグ等の南ドイツ諸邦もフランス的統治形式と行政原理が移植された。それによつて自由且つ平等の原則下に置かれる統一的公民＝均等課稅、信敎の自由、兵役義務の一般化＝が制限的乍らも實現された。[2]

然し、これらの個々に屬する影響よりも更に大なる問題は、「封建社會の多元的分裂が外國勢力に直面してその無力を曝露したとき、國家的獨立のための國民的統一の要請は國內對策として二つの方向を取つて現われた。一は政治力の國家的凝集として、他はその國民的滲透」[3] として國家統一への要求が、自由主義を手段方途として現われたことである。

すなわち、一八〇六年イエナにおいて敗退した封建王國プロシヤは、翌年七月チルシツトで屈辱的媾和を結び、封建領主貴族、市民、農民等と階層的に區劃された身分的構成は、フリードリッヒ大王の人格と中世的忠誠觀念の惰性とによつて維持されて來たのであるが、ここに漸く新時代の要求と合致しなくなり、國家的關心並びに國民的自由の觀念が喚起され、プロシヤの再興を圖るには、もはや國民の公的生活の參加なくしては舊來の統治思想、義務意識では及ばない情勢となつた。

プロシヤにおける、この困難な最初の國家改造の任務を擔つたのは言う迄もなくシュタイン（F. von Stein）である。

シュタインはその改革をまず社會構造の根本的改革から着手した。

一八〇七年十月、その十二條に「一八一〇年の聖マルティン祭を以てわが領土内におけるすべての隷農制を廢止する。マルティン祭以後はすべて平等な國民となる」[4]という著名な「Edikt den erleichterten Besitz und freien Gebrauch des Grundeigentums sowie die persönlichen Verhältniss der Landbewohner betreffend」「土地所有の簡易化及びその自由な使用、並に農民の身分的關係に關する敕令」を發布し、世襲隷農制の廢止、賦役義務、自由な職業選擇の障害等が除去され、貴族階級の特權も解消された。[5]

これら一連の社會的平等理念の適用は、必然的に軍事組織の根本的改革、並に教育制度の改良を誘致した。すなわち、シャルンホルスト（General von Scharnhorst）による軍制改革＝國民皆兵制度採用の提唱＝フンボルト（Wilhelm von Humboldt）による教育制度の改良＝ペスタロッチの教育思想に基づく人文主義の原理＝等である。

又、行政機構の面においても新時代の要望に合致すべき改革が必然的課題になつていた。シュタインによるこの改革は、當時のプロシヤに限らず、その後のドイツ一般の立憲政治の展開に重大な意味を有している。

今暫らく、シュタインによる行政改革の新理念＝すなわち、その政治思想＝についていささかその片鱗を恒間見てみようと思う。

一八〇六年四月二七日を以て表わされた、「Darstellung der fehlerhaften Organisation des Kabinetts und der Notwendigkeit der Bildung einer Ministerial-Konferenz, Denkschrift vom 27. April. 1806」（官房制度の弊害並に大臣會議組織の必要性についての提言）において、彼はプロシヤにおける從來の統治形態の變遷についてその概要を述べ、次のように記述している。

「フリードリッヒ・ウィルヘルム一世は、親ら執政し、諸大臣を集合して、諮問し、決斷し、諸大臣によつて實施した。彼は、現存している行政諸官廳を形成したのであり、その英明さと力とによつて統治し、好結果を得たのである。フリードリッヒ大王は親政したが、諸大臣と文書や會議によつて協議し、彼らによつて實施した。彼の官房顧問官（Kabinettsrat）らは大王の意思のあるところを筆記したのであつて、何らの影響をもたなかつた。

彼は國民の敬愛、盟邦の尊敬、隣邦の信頼を得ていた。フリードリッヒ・ウィルヘルム二世は、彼を廻る側近の寵臣の影響下において政治を行つた。これらの寵臣は、國王とその正當な諮問官（Ratgeber）の間に入り込んだのである。現在、國王は官房顧問官やそれに結託しているハウクヴィッ伯（Grafen von Haugwitz）らと討議し、協議し、決定しているのであつて、諸大臣は動議を提出し、この會合によつてなされた決議事項を實施するだけである。……この新國家機構は合法的な存在でなく、又公式的に認められた存在ではない。

それは國王の前で、國王の名において討議し、議決し、諸事を片附けている。

それは、全權力、全ての事項の最終決定權を掌握しているが、無答責である。すなわち、國王の人格が彼らの行爲を神聖化しているからである。國家の最高官吏＝大臣＝は、動議提出、實行の責任を擔い、且又輿論のもとに服する義務がある。諸大臣自身の全ての統一は失われて來た。それは不必要となつてしまつたのである。何故ならば、彼ら全ての一致共同した確信や、議決の成果は、官房顧問官の同意によつて決定されたからである。(6)」と述べ、バイメ(Beyme)、ハウクヴィッ（Haugwitz）、ロンバルト（Lombard）等の君側の奸に對して鋭く痛罵し、これらの君側の奸による官房政治がプロシヤの國情に有害なことを指摘し、官房政治の廢止を提言するのである。

又、他の論述「Ueber Selbstverwaltung（undatiert）」（自治論）において、「フランスにおいては、國民の公的問題への關與は單に表面上承認されているのであつて、その立法機關は唯單に記錄を保持する行政官廳（registrierenden Verw-

altungsbehörd）の一つに過ぎない。

その官僚機關（Maschinenwesen）は複雜多岐に組成され、且つ立派に完備していて、すべての問題に干渉し、一個人の自由奔放な、前後の顧慮ない意志によつて支配監督されている。[7]」のであるが、シュタインの指向するところ＝すなわち、彼の政治理想＝は、「われわれの國王の權利と權力は神聖であるべきである。然し、この權利及び、絕對的權力が、その中に存在している善良なるもの（Gute）を効力あらしめるためには、それによつて國民の願望を認識し、確實な生活を與えることが可能なような方法手段が、その最高の權力に與えられている事がわれわれには必要であると思われる。……それ故に自分の計畫においては、各々の積極的な國家市民は、一〇〇フーフェンの所有者でも、農業、工業、商業の如何なる職業に從事するものでも、或は市民的職業を營むものも、又國家と精神的紐帶によつて結ばれているものでも、何れも全て代議權（ein Recht zur Repräsentation）を持つものであつた。……このような方途によつてのみ國民精神は實際的に覺醒され、存立するものである。[8]」と述べているが、これらの諸論述において理解せられることは、啓蒙專制政治の惰性に對しての批判的精神が顯現されており、第二には國民を國家的公務に關與せしめる自治思想であり、第三に國民代議制の觀念である。

以上のシュタインの包藏する改革思想が一八〇八年十一月十九日の都市條令「Ordnung für sämtliche Städte der preussischen Monarchie」（プロシヤ王國全都市に對しての敕令）に具體的に表現せられ、永らく專制主義下において、國家監督の下に受難の日を送つていた都市が、自治權を得たのである。

すなわち、市民階級は市長、市會議員を選擧する權利を得て、間接選擧權を獲得し、裁判權、警察權等を除く一切の都市行政は各都市の自治權に委ねられたのである。[9]

このようにして、政治的自由の具體的表現がドイツ近代史上始めて現出し、後世プロシヤ都市の基礎的法規となつたのみ

でなく、プロシヤ以外においても模範とされたのである。

都市制度の改革に引續き一八〇八年十二月十六日の「Publicandum betr. die veränderte Verfassung der obersten Staatsbehörden」（最上級の國家官廳の改正制度についての告示）によつて中央官廳の再組織が行われ、フランス、ヴェストファーレン王國に倣つて內務、大藏、外務、軍務及び司法の五部の大臣制度が設置された。

シュタインによる行政機構改革、都市條令、解放令發布等の一連の自由主義改革の理念と方針を繼承してその責を擔つたのは、F・ハルデンベルグである。

まず、一八一〇年十月二十七日「Verordnung über die veränderte Verfassung aller obersten Staatsbehörden」（全國家最上級官廳の改正制度に關する條令）を發布し、一、Kabinett（宮廷參議院）二、Ministerium（內閣）三、Staatsrat（國務參議院）の三統治官廳機關を設置し、シュタインの革新の基礎の上に行政改革を斷行し、更に租稅制度の改革にも着手し、ヴェストファーレン王國の租稅立法を基礎として、都市及び農村に均等な間接稅（消費稅、奢侈稅）を實施し、更に一八一〇年に營業に課稅制を設けた。[10]

この所謂「シュタイン・ハルデンベルグ改革」を中心とした諸々の國家、社會の諸改革は、「プロシヤは沈論の底にあつた當時程大なる時はなかつた」[11]のであり、「ドイツ自由主義が眞に自らを理解するなら自由戰爭に先立つこの時期がその生誕の時であり、政治的自由と精神的自由との結合の裡になおこの自由主義の力の最も强い根が橫わつている」[12]のであるということも可能であろうが、然し、それは「上からの自由主義的改革」であり、「フランス革命の如く、封建社會の胎內に成長した市民階級が封建的な抑壓と身分的秩序の桎梏とを自ら解放せんとして貴族、僧侶の如き舊勢力と鬪爭を行い、その結果勝ち得た下からの革命」[13]ではなく我が明治維新と同樣であつたといえよう。すなわち、ティーデの指摘するように、「シュタインのもとにおけるプロシヤの改革は“Freiheit im Staate um der Gemeinschaft willen“（共同社會を形成せんが

ための國家における自由）であり、"Freiheit von Staate" としての自由ではない。ここにルソーによるフランス革命の理念とシュタインの思惟の非連續性がある」[14]のである。

ここに、當初に擧げたトライチュケ、トレルチの主張する「自由のドイツ的理念」の初期の形成が顯現していると思われる。

さてプロシヤの屈辱的媾和、並にシュタインを中心とした革新政策は、ドイツの文化人を刺激して澎湃として國民的統一の要求を喚起した[15]。この動向に寄與したのはいう迄もなく、フィヒテとその "Reden an die deutsche Nation (1808)" である。「總じて一定の力强い活氣ある內容が國民理念の中に流れこんだこと、國民理念が單に興味を以て靜觀的に樣々に思案されたばかりでなく、はつきりと肯定され、大なる熱情を得たということに、實際すべては歸着した」[16]とマイネッケの指摘しているように、フィヒテのドイツ國民國家の理念形成に寄與した存在は大きかつたのである。ここにおいて精神的作興の理念と政治的革新の要望は相俟つて一八一三年四月からのプロシヤを中心とした「自由解放戰爭」(Befreiungskrieg) を惹起し、同年十月ライプチッヒにおけるナポレオンの敗退により所謂「ナポレオン期」はここに終止符を打つたのである。

(1) ランケ著（鈴木・相原譯）「世界史概觀」三〇五頁。
(2) M. Stimming: Deutsche Verfassungsgeschichte vom Anfange des 19. Jahrehunderts bis zur Gegenwart, 1920. SS. 20～24.
F. Hartung: Deutsche Verfassungsgeschichte von 15. Jahrhundert bis zur Gegenwart, 1950. S.S. 199～210
(3) 丸山前掲書　三五八—五九頁。
(4) K. Thiede: Freiherrn von Steins Ausgewählte Schriften, 1929. S. 56.
(5) Stimming: a.a.O. S. 28 Hartung: a.a.O. S. 247.
(6) Thiede: a.a.O. S.S. 12～13.
(7) F. Federici: Der Deutsche Liberalismus, 1946. S. 44.

(8) Stein's „Politische Testament (24. Nov. 1808)" in Federici, a. a. O. S. 42～47.
(9) Stimming: a. a. O. S. 29. Hartung: a. a. O. S. 350.
(10) Stimming: a. a. O. 30～31. Hartung: a. a. O. S. 249.
(11) Ziegler: a. a. O. S. 85.
(12) Ziegler: a. a. O. S. 86.
(13) 中村菊男著「近代日本と福澤諭吉」九頁。
(14) Klaus Thiede: Die Staats- und Wirtschaftsauffassung des Freiherrn von Stein, 1927. S. 9.
(15) L. Bergsträsser: Geschichte der politischen Partein ih Deutschland, 1952. S. 30～31.
(16) マイネッケ（矢田俊隆譯）前掲書　一六四頁。